

○多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金交付要綱

(平成 25 年 10 月 1 日告示第 88 号)

改正 平成 26 年 4 月 30 日告示第 45 号

(目的)

第 1 条 この告示は、多古町の地域資源を活かした特産品開発や高付加価値化、魅力発信活動などの地域ブランドづくり活動に要する経費について、多古町補助金等交付規則(昭和 39 年多古町規則第 1 号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき、予算の範囲内において、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関して必要な事項を定め、多古町の農畜産物の魅力や附加価値の向上に寄与するとともに当町の産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地域ブランドづくり」とは、地域固有の食材、食文化を活用し、他との差別化・優位性の確保を図るため、品質の保証、信頼や満足感の獲得など多古町ブランドを確立するための多様な活動をいう。
- (2) 「町内産農畜産物」とは、町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体(法人格のない団体にあつてはその代表者)が町内で生産した農畜産物をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体(法人格のない団体にあつてはその代表者)で、町税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)を滞納していない、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「補助対象団体」という。)とする。

- (1) 町内で農畜産物の生産を行う法人、個人又は団体
- (2) 町内で町内産農畜産物の加工を行う法人、個人又は団体
- (3) 町内で町内産農畜産物又はその製品の販売を行う法人、個人又は団体
- (4) その他町長が適当であると認める法人、個人又は団体

(補助対象事業、補助金の額等)

第 4 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に定める事業とし、補助金の交付対象となる経費及び交付率並びに補助金の額等は、同表に定めるところによる。

(補助期間)

第 5 条 補助の期間は、原則として単年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めたときは、3 年を超えない範囲で補助することができる。

(実施計画の協議)

第 6 条 補助対象事業を実施しようとする者は、多古町農畜産物ブランド化推進事業実施計画書(別記第 1 号様式)を作成し、町長へ提出するものとする。

(審査委員会の設置)

第7条 町民主体の地域ブランドづくりを推進するため、地域ブランドづくり審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) 地域ブランドづくりに識見を有する者 1名
- (2) 町内産農畜産物の生産を担う主体の構成員 1名
- (3) 町内産農畜産物の加工を担う主体の構成員 1名
- (4) 町内産農畜産物の販売を担う主体の構成員 1名
- (5) その他町長が必要と認める者 若干名

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(委員会の職務)

第8条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 第6条による実施計画の審査及び選考
- (2) 地域ブランドづくりの講評及び助言

(補助対象事業の審査及び決定)

第9条 町長は、第6条による実施計画書の提出があったときは、その内容の審査を委員会に付託し、その審査により選考された事業のうちから補助対象事業を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による結果を提出者に通知(別記第2号様式)するとともに、補助対象事業となった者を公表するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助対象事業となった者は、規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金交付申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象団体の概要説明書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 納税証明書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第11条 町長は、規則第4条の規定により、補助金の交付を決定したときは、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により当該補助団体に通知するものとする。

2 前項の規定による決定を受けた補助対象団体(以下「補助団体」という。)は、前項の規定による決定を受けた補助対象事業(以下「補助事業」という。)の実施に関し、町の助言を求めることができる。

(変更申請)

第12条 補助団体は、活動内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容について町長と協議を行わなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、変更の交付申請を行う場合は、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金変更交付申請書(別記第5号様式)に第10条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して町長に申請しなければならない。

(変更交付決定)

第13条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により当該補助団体に通知するものとする。

(中止又は廃止の届出)

第14条 補助団体は、補助金に係る活動を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく多古町農畜産物ブランドづくり中止(廃止)届(別記第7号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定により、中止(廃止)の届け出があったときは、その内容を審査し、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金中止(廃止)承認書(別記第8号様式)により当該補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第15条 補助団体は、規則第10条の規定により、補助事業が完了したときは、速やかに、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金実績報告書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第16条 町長は、規則第12条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金交付額確定通知書(別記第10号様式)により当該補助団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第17条 補助団体は、規則第13条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金交付請求書(別記第11号様式)を町長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第18条 補助団体は、補助金の概算払いを受けようとするときは、多古町農畜産物ブランド化推進事業補助金概算払い請求書(別記第12号様式)を町長に提出しなければならない。

(返還等)

第19条 町長は、第14条によるもののほか、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助団体があるときは、補助金の交付決定を取

り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
(委任)

第 20 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 4 月 30 日告示第 45 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

対象事業	対象経費	交付率及び補助金の額等	補助事業の要件
特産品開発事業	町内産農畜産物を活用した特産品の開発に要する経費	ア 2分の1以内とし、50万円を限度とする。 (但し、海外の事業については、10分の10以内)	ア 事業を継続できると認められる事業実績があること。
魅力発信事業	町内産農畜産物の魅力づくりや知名度向上に要する経費	この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	イ 品質が優れていること。
その他ブランド化推進事業	町内産農畜産物の付加価値向上、改良等の事業、生産技術の開発研究、新技術導入・取得のための調査、研究等の事業及び品質保証、信頼や満足感の獲得に寄与する事業等に要する経費	イ 対象事業に要する経費の合計から販売料金等の収入額を控除した金額を対象経費とする。(人件費は、補助対象外) ウ 国・県等から補助金の交付を受けていない、また受ける予定がないこと。	[特産品開発事業] ア 町内での販売が見込まれること。 イ 名称及び意匠が町と関わりがあること。 ウ 将来にわたって町の特産品として定着が見込まれること。 エ 町内産農畜産物を食材として用いていること。